

**第3回 良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会
議事概要**

1 開催日時等

(1) 開催日時

令和5年11月10日（金） 10時00分から12時20分まで

(2) 開催方法

三田共用会議所での対面参加

(3) 出席者

<有識者委員>（敬称略）

元同志社大学法学部教授	川本 哲郎（座長）
東北大学大学院法学研究科教授	飯島 淳子【欠席】
東京大学大学院法学政治学研究科教授	川出 敏裕
サイクルライフナビゲーター	絹 代
一般財団法人自転車産業振興協会常務理事	後藤 浩之
特定非営利法人自転車活用推進研究会理事長	小林 成基
全国学校安全教育研究会会長・府中市立府中第八中学校長	高汐 康浩【欠席】
公益社団法人日本PTA全国協議会副会長	比嘉 里奈
科学警察研究所交通科学部長	藤田 悟郎

<警察庁交通局>

交通企画課長
交通指導課長
交通規制課長【代理】
運転免許課長

<関係府省・関係機関>

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（交通安全対策担当）
法務省刑事局刑事課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長【代理】
国土交通省道路局参事官（自転車活用推進）
警視庁交通部交通総務課長

2 議事進行

(1) 開会

事務局より開会を宣言し、警察庁交通局交通企画課長より挨拶。

(2) 事務局等説明・討議

配付資料に沿って、警察庁から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用及び自転車に係る交通安全教育の将来像について説明をした後、討議が行われた。また、

国土交通省から安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会に関して情報共有がなされた。

有識者委員による主な意見は次のとおり。

ア 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用

<反則行為となる自転車の違反行為について>

- 自転車の交通違反に対して交通反則通告制度を適用するに当たり、自動車と同様の基準で反則行為・非反則行為を区分するというのは、自動車と自転車を同じく車両と位置づけている道路交通法の枠組みを前提とすれば理解できる。他方で、このような制度とした場合、反則行為については反則金が支払われる一方で、反則行為よりも重い非反則行為に該当する違反行為が赤切符処理をされた場合、これまでの検察の運用どおりであればそのほとんどが起訴猶予となり、何も制裁が科されないこととなる。これにより、一種の逆転現象が生じないかという懸念がある。
- 反則行為・非反則行為にはどのような違反行為があるのか、国民に対してこれを具体的に示していくことで、一つの交通安全教育の機会となり、ルール遵守の下地となる。
- 反則行為・非反則行為という表記について、非反則行為は反則行為よりも重いものであるというニュアンスが正確に国民に伝わるように、例えばグレードを分けるといったような形で、分かりやすくすべきではないか。

<交通反則通告制度の対象となる自転車運転者の年齢について>

- 交通反則通告制度の対象とならない16歳未満の者に対しては、制裁に代わる教育的な措置、具体的には指導警告を充実させることで対処いただきたい。加えて、刑事未成年となる14歳未満については自転車運転者講習の制度からも外れることとなるため、同様に指導警告の充実による教育的措置が必要と考える。
- 自転車運転者講習については、法律上、危険行為を反復してした者を対象としている点を変えることは難しいという前提の下、実態として14歳、15歳の違反者がどれだけの数いるかを見ていき、数が一定数いれば、違反回数や講習内容の点で特別に類型を設ける必要があると言えるだろう。
- 世界的にも、車道通行をするようになる年齢から一定の責任が生じると考えられているところ、車道通行が原則でありつつも刑事未成年である13歳、14歳に関しては特に、社会に関わる最も小さな単位である家庭での教育を充実させるという観点から、保護者に対して何らかの責任を負わせ、こどもに交通ルールを遵守させるための行動を促していく制度づくりができないか。トラブルにつながるような違反行為があった場合におとがめなしとならないようにする必要がある。
- 16歳未満のこどもへの教育については、交通ルールに関する知識の程度に差があるからこそ、違反行為があった際に教育することが重要。今回の改正、見直しについては、5年後10年後のこどもたちの社会がより安全で快適なものになることを目指すものであるため、検討を後回しにしてはいけないと考えている。

- こどもに対する刑事的な介入に関しては慎重に検討しなければ大きな反発を受けることが想定され、これを踏まえると、大人に対しては広報、こどもに対しては教育を通じて、いかに理解してもらおうかという点が重要になってくる。飲酒運転の罰則を引き上げたときの広報が成功例と感じており、当時、1回の飲酒で罰金30万円といった内容のポスターが作成され、件数が激減するなど非常に効果があったので、その例も参考に検討していただきたい。

<その他>

- 指導警告でとどめる理由というのをもう少し積極的に捉え、指導警告はルールを遵守してもらうために必要な一つのステップであり、これによって国民の間に自転車の交通ルールに関する認識が広まることを期待できる、という点を強調していけばよいのではないか。

イ 自転車に係る交通安全教育の将来像

- 学校教育の中で交通安全教育を行う際には、指導する側の知識不足が問題となっており、指導者への教育という点は非常に懸念される。現状、地域の自動車教習所の指導員等に個別に声かけを行っており、このような仕組みがシステム化されるとよい。
- 学生の自転車利用に関して事故やトラブルが起きた際に、学校が朝礼等の時間を使って教育をやることがあるが、これがかなり効果的である。こどもたちへの教育については、警察庁と文部科学省で協議、積極的な連絡調整、情報交換を行い、両方からこどもの安全を見ているということ、こども、大人双方に見せる必要がある。どこで事故が起き、こどもたちがどこで危ない思いをしているのかという点について、学校側とも連絡を密にするということを協議して進めてほしい。
- 16歳未満への交通安全教育という観点では、違反をした場合に保護者に伝え、家庭の協力を得なければこどもの安全は守られない。14歳未満のこどもが危険な行為をしたときには地域や学校で情報を共有するといった話もあったが、そこでも家庭は必要であるし、そこでの交通安全教育の中で保護者もこどもと一緒に学ぶ機会を得ていくことが必要。保護者はルールや制度を知らないというよりも、こどもたちが何を注意されているか、どのような違反をしているかを知らない場合が多い。行政はルールの周知や交通安全教育に力を入れていただいているが、こどもだけでなく保護者も意識を高く持っていなければ難しいと考えている。
- 交通安全教育を希望しない人、関心を持たない人をどのように教育の場に誘導していくかという点は、難しいが重要な課題である。
- 違反に対しては処罰をする一方で、頑張っている人を褒めてあげることも重要。資料の中で認定という考えが出たが、もう少しプラスな評価、認定は認めるだけという面があるので、頑張っている人やしっかりと教育を受けている人を褒める、表彰する、特典があるといったような形が必要ではないか。
- ライフステージに応じた教育の中で、未就学児と保護者との関係に言及されているが、未就学児以前の母子手帳を渡す際に、親になる責任としてリーフレットを渡

すと、このタイミングの親は比較的資料に目を通す傾向にあるため効果的である。親になる責任として子どもにルールを教える、母親・父親になる前にそういった情報提供をしていただければと思う。

- ライフステージに応じた交通安全教育について、高齢者に対しては「自らの身体機能の状況を認識させ、それに応じた運転を促す」とあるが、自動車では免許返納があるように、運転をやめさせるという選択肢もあるのではないか。お年寄りが危険な運転をしていたり、ぶつかったり、転んだりといったシーンをよく見かけるので、「運転を促す」という表現でなくてもよいのではないか。
- 自転車関係の業界では、各団体それぞれが個々に交通安全教育事業を展開しており、それぞれ一定規模の予算を費やしている。将来的像で言及されている官民協議会において、こういった個々の取組の現状を認識し、横串を刺して取組を進めることができれば予算としても相当な額が充てられるだろうし、このような形が有効だと思う。
- 現在の交通安全教育は、やる気がある団体はボランティア、型どおりの教育を実施する団体は予算事業でやっているという状況であるため、しっかり予算を付けて交通安全教育を実施するためには自治体の存在が大きいと思料される。自治体をうまく巻き込んで、内容のある教育に予算が付くように働き掛け、交通安全教育の内容を底上げしていけるようにしていければよい。
- 交通安全教育の将来像の中にドライバーに対する教育が含まれていないが、一緒に道路を利用する仲間として、自転車に関する教育だけでなく、ドライバーにも訴えかける仕組みを作ることができれば、より実効性のあるものになると考える。
- 交通安全教育に関して、海外では上級生が下級生を教える仕組みがある。大人が子どもを教えるよりも年齢の近い子どもが子どもを教える方が浸透しやすいし、教える側の学習効果も高くなる。是非、こういった取組の実例を紹介してほしい。
- 長年にわたって様々な場所で実施されてきている自転車に関する交通安全教育について、現時点の集大成としてまとめていただき、次のステージに進む契機としていただきたい。

ウ 今後の自転車交通に係る政策の在り方に関する提案

- 自転車の活用の推進に向け、自転車専用の信号機の設置等、歩道・車道を利用する全ての交通主体の意識が変わるような方向性の制度改正、広報啓発活動等に取り組んでほしい。